R8.10.1～

パート・有期雇用労働者の労働条件通知書が変わります

「待遇差の内容・理由等について説明を求めることができる旨」の明示義務化

今回の改正で何が変わる？

現行の4項目に、1項目が追加される

パート・有期雇用労働者を雇い入れた時に、労働条件通知書等で明示する事項が増える

現行の明示事項

① **昇給の有無**

② **退職手当の有無**

③ **賞与の有無**

④ **相談窓口**

＋

新たに追加

待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる旨

※説明義務そのものは既にあるが、
今回「求めることができる」と明示することが必要に

ポイント　旧様式のまま使い続けると、新しい明示事項が漏れやすい。まずは労働条件通知書・雇用契約書のひな形確認から。

出典：厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」（令和8年10月1日施行）／厚生労働省リーフレット

対象になる労働者・タイミング

「雇入れ時」だけでなく、契約更新時も含まれる

① 対象者

パートタイム労働者
有期雇用労働者

正社員ではない雇用区分のうち
短時間・有期契約の労働者が中心

② 明示のタイミング

雇入れ時
契約更新時

新規採用時だけでなく
更新時の通知書・契約書にも反映が必要

③ 明示方法

文書の交付等

労働条件通知書、雇用契約書、電子交付など
自社の運用に合わせて対応

注意 「10月1日以降の新規採用」だけでなく、10月1日以降に契約更新するパート・有期の通知書にも反映する前提で準備する。

出典：厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」（令和8年10月1日施行）／厚生労働省リーフレット

労働条件通知書への記載イメージ

「誰に」「何を」聞けるのかが分かるように書く

〈 労働条件通知書の記載例 〉

次の窓口に対して、通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。

部署名：　　担当者職氏名：　　連絡先：

実務で迷いやすい点

① **「通常の労働者」は置き換え可**

自社の呼称に合わせて「正社員」などに置き換えて記載できる。

② **窓口は具体的に**

部署名・担当者・連絡先を空欄にしない。
誰に聞けばよいかが分かる状態にする。

③ **説明資料もセットで準備**

記載を追加するだけで終わらず、説明を求められた時の回答準備が必要。

出典：厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」（令和8年10月1日施行）／厚生労働省リーフレット

なぜこの明示が必要になるのか

同一労働同一賃金の「説明を求める権利」を見える化する

これまでも

労働者から求められた場合、会社は正社員との待遇差の内容・理由等を説明する必要がある

→

ただし

労働者側が「説明を求められる」と知らないと相談につながりにくい

→

今回の改正

雇入れ時・更新時に、説明を求めることができる旨をあらかじめ明示する

目的は、疑問が生じた際に相談しやすくし、待遇差の説明・納得につなげること

実務ポイント　明示項目の追加は「入口」。実際に質問が来た時に、待遇差を説明できる状態にしておくことが本質的な対応。

出典：厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」（令和8年10月1日施行）／厚生労働省リーフレット

会社側で必要な実務対応

通知書の修正だけでなく、説明できる体制まで整える

① 通知書・契約書のひな形修正

労働条件通知書、雇用契約書、電子契約テンプレートに新しい明示事項を追加

② 相談窓口の整理

部署名・担当者・連絡先を決め、実際に問い合わせが来た時の受け方を確認

③ 待遇差の棚卸し

基本給、手当、賞与、退職金、福利厚生など、正社員との違いを確認

④ 説明用メモの準備

待遇差がある場合、その内容・理由を説明できるように簡単な回答方針を作成

出典：厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」（令和8年10月1日施行）／厚生労働省リーフレット

まとめ：9月中にやっておきたいこと

10月1日以降に旧様式を使わないための準備リスト

対応のゴール：雇入れ時・更新時に、追加された明示事項が漏れない状態にする

1. **通知書・雇用契約書のひな形を改訂する**
2. 10月1日以降に契約更新する人にも反映する
3. 相談窓口（部署名・担当者・連絡先）を決める
4. 正社員との待遇差を項目ごとに棚卸しする
5. 説明を求められた時の回答方針を整理する

まず確認

旧様式のままになっていないか

採用・更新の前にテンプレート差替え

一言でいうと「書類の追記」と「説明準備」をセットで進める改正。9月中に様式・窓口・説明メモまで整えておくと安心。

出典：厚生労働省「パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります」（令和8年10月1日施行）／厚生労働省リーフレット